

利用上の注意

1 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
減少数（率）の場合	△
表章単位の2分の1未満の場合	0, 0.0
計数不明又は計数を表章することが 不適当な場合	…

2 平均の数値は、四捨五入してあるので、内訳の合計が総数に合わない場合もある。

3 月次調査と年次調査は、調査時点が異なる。

※ 詳細は、調査要綱を参照してください。

用語の解説

1. 月次調査における被保護実世帯数・被保護実人員数（1か月平均）

各月中に1日（回）でも生活保護を受けた実世帯数・実人員数及び月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていた実世帯数・実人員数の合計を各年度について1か月平均としたもの。

2. 世帯類型

世帯類型は、次の分類による。

（1）高齢者世帯

平成16年度までは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。

平成17年度からは、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう。

（2）母子世帯

平成16年度までは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯をいう。

平成17年度からは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）65歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯をいい、年次調査においては「死別」「離別」と「その他」に区分する。

（3）障害者世帯

世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯をいう。

（4）傷病者世帯

世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が傷病のため働けない者である世帯をいう。

（5）その他の世帯

上記のいずれにも該当しない世帯をいう。

3. 保護率

保護率（人口千対）は「被保護実人員数（1か月平均）」÷「人口推計（各年10月1日現在）」（総務省）×1000で算出している。

なお、国勢調査実施年については「国勢調査人口等基本集計」の総人口を用いて算出している。

4. 労働力類型

労働力類型は以下の分類による。

(1) 常用勤労者

期間を定めず、又は1か月をこえる期間をきめて雇われ、かつ、月々一定の給与が支給されている者をいう。

(2) 日雇労働者

日々又は1か月未満の契約で他人に雇われて、給料・賃金を得ている者をいう。

(3) 内職者

問屋、その他の者から、材料の全部又は一部の支給を受けて、家庭内で必要な加工を行い、その製品を注文主に納めて報酬を受ける者等であって、いわゆる内職とみなされる仕事に従事する者または、授産施設、小規模作業所等に通所又は救護施設に入所して収入を得ている者をいう。

(4) その他の就業者

上記分類のいずれにも該当しない仕事に従事している者をいう（入院患者等が院内・院外作業で収入を得ている場合を含む。）。

5. 医療扶助の状況

医療扶助の状況は以下の分類による。

(1) 医療扶助単給のみ

本人支払額の有無にかかわらず医療扶助のみの決定がなされている者をいう。

(2) その他の単給

医療扶助と併せて、入院患者日用品費（介護老人保健施設の場合は日常生活費）のみを受けている者、又は入院患者日用品費及び母子加算、障害者加算、介護保険料加算等の加算を受けている者並びに生活扶助の被服費等の一時的性格の扶助を受けている者をいう。

(3) 医療扶助併給

上記以外で医療扶助に併せて医療扶助以外の扶助を受けている者をいう。

6. 介護扶助の状況

介護扶助の状況は以下の分類による。

(1) 介護扶助単給のみ

本人支払い額の有無にかかわらず介護扶助のみの決定がなされている者をいう。

(2) その他の単給

介護扶助と併せて、日常生活費のみを受けている者及び介護保険料加算並びに生活扶助の被服費等の一時的性格の扶助を受けている者をいう。

(3) 介護扶助併給

① 医療扶助併給のみ

介護扶助と医療扶助のみを受けている者をいう。

② その他併給

「介護扶助併給」に該当するもののうち、「医療扶助併給のみ」の要件に該当しない者をいう。